

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 杉野 剛  
(公印省略)

令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－（国際共同研究加速基金  
（海外連携研究））の公募について（通知）

このことについて、「令和5(2023)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（国際共同研究加速基金（海外連携研究）」（以下「公募要領」という。）により公募します。

については、貴職から関係者に周知するとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「IV 研究機関の方へ」の内容に従い、応募に係る手続等必要な事務を行ってください。

また、下記の点についても御留意ください。

記

- ・公募要領は、次のホームページからダウンロードしてください。  
日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ  
URL: [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35\\_kokusai/04\\_renkei/koubo.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/04_renkei/koubo.html)
- ・今回の公募要領における前年度からの主な変更点は別紙のとおりですので、貴職から関係者に周知してください。

以上

(本件担当)

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第三課

電話 03-3263-4927

E-mail [kksi-kaken@jsps.go.jp](mailto:kksi-kaken@jsps.go.jp)

## ＜令和5(2023)年度公募における主な変更点＞

- (1) 令和5(2023)年度公募から「国際共同研究強化(B)」の名称を「海外連携研究」に変更しました。詳細については、以下の資料を参照してください。

○第11期科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会資料

URL: [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/050/siryo/1422729\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/050/siryo/1422729_00004.htm)

- (2) 研究計画調書はこれまでモノクロ(グレースケール)印刷を行い審査委員に送付していましたが、一部の研究種目について、それを取り止めることとしました。今後、審査委員は電子申請システムから提出された研究計画調書(PDFファイル)の電子媒体を閲覧し審査を行うこととなり、色を付した図や文字が使用された研究計画調書はそのまま審査に付されます。

**【審査資料の電子化・カラー化の対象となる研究種目】**

- ・令和6(2024)年度「特別推進研究」、「基盤研究(S)」
- ・令和5(2023)年度「研究活動スタート支援」、「海外連携研究」、「国際共同研究強化」、「帰国発展研究」

なお、その他の研究種目の審査においては、従前と同様、モノクロ印刷された研究計画調書を審査資料として使用します。

- (3) 今回の公募より、研究計画調書の提出(送信)期限より前であれば、日本学術振興会への提出(送信)後に研究機関担当者による研究計画調書(応募書類)の引き戻し、必要に応じた訂正、再提出を行うことが可能となりました。

- (4) 令和5(2023)年度科研費の公募より適用する「審査区分表」について見直しを行いました。詳細は、下記文部科学省HPを参照してください。

URL: [https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt\\_gak\\_jokik-000021232.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220318-mxt_gak_jokik-000021232.pdf)

- (5) 本公募より、「研究費の応募・受入等の状況」欄を研究計画調書のPDFファイル上では表示せず、審査に当たっては電子申請システム上に表示した内容を確認することとしました。なお、本欄は研究計画調書の一部であるというこれまでの取扱いに変更はなく、研究計画調書(Web入力項目)上の入力方法も変更はありません。

- (6) 科研費の研究成果の積極的な国際発信に努めていただく必要があることを明記しています。
- (7) 令和5(2023)年度より、特別研究員(DC)が科研費の研究種目へ研究分担者として参画することが可能となります。
- (8) 新規公募年度に継続が予定されている研究課題(以下「継続研究課題」という。)について、これまで、研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合は、当該研究課題の補助事業完了届及び完了理由書(以下「完了届等」という。)を提出した上で、新しい研究課題を応募することとしていましたが、「研究計画最終年度前年度の応募」により応募ができる研究種目の拡大や公募・審査スケジュールの前倒し等により継続研究課題の更なる研究発展が適時適切に可能となっており、利用実績も減少していることから、令和5(2023)年度公募より完了届等の受付を取りやめることとしました。